

告 示

埼玉県告示第二百九十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十五年埼玉県告示第四百三十六号で告示した毛呂山・越生都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合

二 都市計画事業の種類及び名称

毛呂山・越生都市計画下水道事業毛呂山・越生・鳩山公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十五年三月十八日から令和七年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

昭和五十五年埼玉県告示第四百三十六号、昭和五十八年埼玉県告示第千五百五十九号、平成元年埼玉県告示第三百六十号、平成六年埼玉県告示第四百九十一号、平成七年埼玉県告示第四百八十号、平成十年埼玉県告示第九十一号、平成十三年埼玉県告示第五百十六号、平成十三年埼玉県告示第千四百二十九号、平成十五年埼玉県告示第二千二百一十一号、平成十七年埼玉県告示第千二百七十五号、平成二十三年埼玉県告示第三百九十四号、平成二十四年埼玉県告示第千七百五十五号、平成二十五年埼玉県告示第千二百二十八号、平成三十年埼玉県告示第百五十二号、平成三十一年埼玉県告示第百四十二号の事業地のうち、毛呂山町大字川角字八反田を削り、鳩山町大字赤沼字夏目台地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし